

規制改革推進会議（第16回） 議事概要

1. 日時：平成29年4月25日（火）9:59～11:38

2. 場所：4号館12階共用1208会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、高橋滋、
長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃

（政府）羽深内閣府審議官、松永内閣審議官

（説明者）厚生労働省 谷内大臣官房審議官（医療保険担当）

厚生労働省 宮本保険課長

社会保険診療報酬支払基金 伊藤理事長

社会保険診療報酬支払基金 古川理事長特任補佐

（事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、石崎参事官、大槻参事官、
佐藤参事官、佐脇参事官、中沢参事官、西川参事官、渡邊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 診療報酬の審査支払機関の在り方について
2. 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見について
3. 官民データ活用の推進に関する意見について
4. 遠隔教育の推進に関する意見について
5. 労働基準監督業務の民間活用タスクフォースにおける検討状況について
6. 地方における規制改革について

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 おはようございます。

ただいまから、第16回会合を開催させていただきます。

本日は、飯田委員、江田委員、古森委員、野坂委員が御欠席です。

本日は、まず、診療報酬の審査支払機関の在り方について、厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金からヒアリングを行います。その後、4つの意見書の審議を行います。また、労働基準監督業務の民間活用タスクフォースにおける検討状況について、八代主査より御報告いただきます。最後に、地方における規制改革について、事務局より状況報告をいただきます。盛りだくさんですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、報道機関の方は御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○大田議長 それでは、議題の1「診療報酬の審査支払機関の在り方について」、に進みます。本日は、厚生労働省より、谷内繁大臣官房審議官、宮本直樹保険局保険課長、また、社会保険診療報酬支払基金より、伊藤文郎理事長、古川夏樹理事長特任補佐にお越しただいております。ありがとうございます。

それでは、まず、事務局より資料1-1について御説明をお願いいたします。

○中沢参事官 それでは、事務局より、資料1-1について御説明いたします。

これまでの議論の経緯についてでございます。

社会保険診療報酬支払基金における審査の効率化と統一性の確保につきましては、一昨年11月以降、当時の規制改革会議健康・医療ワーキング・グループにおいて検討が行われ、その結果、規制改革会議は支払基金の在り方について「ゼロベースでの見直し」を提言し、平成28年6月2日、規制改革実施計画としてこれが閣議決定されたところであります。

その後、平成28年4月25日に厚生労働省を事務局として設置された有識者検討会において、本県に係る検討が開始されました。

平成28年11月15日、規制改革推進会議は本件を議題として取り上げ、厚生労働省に対し、上記1の閣議決定事項の確実な実施を求める意見を取りまとめました。

上記2の有識者検討会は、本年1月12日に「データヘルズ時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会報告書」を取りまとめ、ICTの活用など「診療報酬の審査の在り方の見直し」については改善の道筋を示したものの、「組織・体制の在り方」や「審査の一元化」につきましては結論を盛り込まず、両論併記とされました。

本年1月26日、上記報告書の内容に関し、規制改革推進会議においてフォローアップを行いました。委員からは、「両論併記で結論を得ていないということは閣議決定違反ではないか」「これでゼロベースでの見直しといえるのか」といった意見が相次ぎ、厚生労働省に対し、閣議決定の趣旨に沿った検討が早急に行われるよう強く要請したところでございます。

本日は、上記報告書において、厚生労働省及び支払基金が本年春をめどに取りまとめることとされていた「支払基金業務効率化計画・工程表」の策定状況につきまして、厚生労働省及び支払基金よりヒアリングを行うものでございます。

事務局からは以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金より、御説明をお願いいたします。

○谷内大臣官房審議官 厚生労働省保険局の谷内でございます。

まず、私から概括的に説明した後で、支払基金の伊藤理事長から補足的な説明をさせていただきます。

資料1-2でございます。

今、事務局の方からお話がありましたように、1月にまとめられました有識者報告書では、この春に支払基金の業務効率化計画・工程表をまとめるということになっております

けれども、現在検討中のごさいます、本日はそのポイントにつきまして御報告申し上げたいと思っております。

まず、2ページのごさいます。

「1. 審査基準の統一について」のごさいます。審査基準の大もととなります診療報酬点数に係ります告示・通知につきましては、今後、より明確化し、さらに標準化していきたいと考えております。さらにその審査基準は、支払基金におきまして、最新のICT技術を活用したコンピューターのチェック機能に取り組んでいきたいと考えております。しかしながら、まだなお残る支部間の差異があると思っております。そういった差異につきましても、多面的な把握・分析による見える化を行うことによりまして範囲を縮小して、審査基準の明確化・統一化を促進する。こういったPDCAサイクルを今後回していきたいと考えております。

「2. 審査業務の効率化」のごさいます。後から述べます新たなシステムの稼働によりまして、レセプト審査に係るコンピューターチェックの寄与度を向上させていきたいと考えております。現行6割であるものを8割～9割を目指していきたい。システム刷新は2020年度を予定しております。さらに、コンピューターチェックルールにつきましては当然公開いたしまして、医療機関等が出す基準に合致しないレセプト請求を減少させて、審査業務の効率化を図っていきたいと考えております。

3ページのごさいます。

2020年度に支払基金において刷新予定の「3. 新たな審査・支払システムについて」のごさいます。この審査・支払システムの受付・審査・支払機能をモジュール化する、それぞれ独立した機能として構成する仕組みとしたい。そういうことによりまして、例えば、受付機能だけを利用いたしまして、保険者が希望すれば直接審査及び委託先の変更を可能としていきたいと考えております。また、支部に設置してある業務サーバーを本部に集約していきたいと考えております。また、過去の審査データを蓄積し、解析した上で、統一的・客観的チェックが可能なものを標準化し、コンピューターのチェック機能に組み入れていきたいと考えております。

「4. 審査・支払業務の効率化について」のごさいます。先ほどとかぶるところのごさいますけれども、審査・支払システムの構築、また、業務の効率化等によりまして、職員のチェックレセプトや付箋貼付レセプトを大幅に減少させて、支部職員による審査業務を効率化して縮減していきたいと考えております。現行業務全体の棚卸しによりまして、審査業務の自動化ができる部分は自動化によって作業負担を軽減する。また、繰り返しになりますけれども、新たなシステムの稼働によりまして、8～9割のレセプトは、コンピューターチェックによりまして審査を完結することを目指したい。また、コンピューターチェックルールの明確化、審査結果の見える化によりまして、審査の質を担保したままでコンピューターにより貼付される付箋数を大幅に減少させていきたいと考えております。

「5. 本部機能の強化について」のごさいます。本部におきまして、明確化された審査

基準をもとに、支部の審査状況をチェックしていきたい。現在、差異のある支部設定ルールがございますけれども、今後は本部が全て明確にした上で、統一化を促進する。また、現行、40万点の高点数レセプトを本部で集約しておりますけれども、それをさらにその点数を下げたり、また、数の少ない診療科のレセプト、専門性の高いレセプトにつきましては、支部から本部に集約して審査を行います。再審査につきましても、本部の関与を拡充していきたいと考えております。

5ページでございます。

「6. 支部組織の見直しについて」でございます。審査事務の集約をしていきたいと考えておりますけれども、それに伴う課題を把握するために、支部職員による審査事務の集約に関するモデル事業を実施したいと考えております。遅くとも2018年度から数カ所の支部において実施していきたいと考えております。

「7. 業務効率化による人員体制のスリム化について」でございます。審査支払システムの効率化・高度化によりまして、審査・支払業務にかかわる職員数を段階的に縮小していきたい。遅くとも2024年度末までに職員定数、今、4,310人でございますけれども、その2割をカット、800名程度を削減していきたいと考えております。

以下、理事長から補足をさせていただきます。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 支払基金理事長の伊藤でございます。

私からは、まず、支払基金の今回の改革に対する基本的な考え方を申し述べたいと思っております。

これまでの事業運営に対しまして、本会議や厚労省の有識者検討会において、さまざまな御意見を頂戴いたしました。私どもとして、その一つ一つを真摯に受けとめ対応していくことはもとよりでございますが、それにとどまらず、医療保険制度を取り巻く厳しい環境を踏まえまして、審査支払機関として主体的に改革を成し遂げていくべく、業務効率化の在り方を検討してきたところでございます。特にその中でも大きく私どもが意識いたしましたのは、患者本位という、公益を重んじること、公平・公正な立場で中立を貫くこと、診療側、保険者側との調停機能を十分に意識していくこと、でございます。

検討に当たりまして、まず、現行業務の徹底した棚卸しを実行いたしました。また、コンピューターで対応が可能なものは全て置きかえるという発想を基本といたしました。次に、人員・組織体制も現体制ありきではなく、効率化に対応して確実に見直すことといたしました。さらに、こうした効率化の取り組みを決して一過性のものとしないうために、継続的なPDCAサイクルを重視したところでございます。

これまで、昭和23年以降、私ども支払基金はレセプトは基本的に全部目視をするという考え方で行ってまいりましたが、この審査の在り方を180度変えまして、まずコンピューターでチェックをし、なおコンピューターでチェックできない医療学的判断が必要なものについては審査委員による審査を行っていくという考え方に変えていくということでございます。

私どもが本日参考資料として出させていただいておりますものうち改革のポイントでございますが、これは審議官から説明をいただきました。

次に、文章編の資料でございますが、これにつきましては、有識者検討会で、章立てで御提言をいただきましたので、私どもの改革案がその章ごとにどのように対応しているかを整理させていただいたということでございます。

さらに、大変恐縮でございますが、資料1-3、私どもに対する意見書として規制改革推進会議から出された資料を先ほど見させていただきました。この中で、3ページ目の「2.47都道府県すべてに置かれた支部の集約化・統合化を進めるべきである」の文章の中に、3段目でございますが、「レセプトの電子化が完了し」とございます。この点に関連して私どもの現状について話をさせていただきたいと思っております。

現下では、紙レセプトで私どもへ提出いただく医療機関は、医科・歯科・調剤を合わせて1万6,215件の医療機関がございます。審査件数は、医療機関について言えば全体の7.4%、レセプトの枚数としては約2%ほどが47都道府県全てから紙レセプトの形で請求されてくる状況です。これは年間では2,300万件の紙レセプトを扱っているということです。

この紙レセプトの扱いは通常の電子レセプトに比べまして7倍から8倍ほどの労力がかかっておりまして、これが15%から20%を占めているという現状がございます。制度上認められている紙レセプトによる請求を現時点で短期間で解消を見込むのは大変困難でございますが、こうした環境の中でも業務効率化はしっかりとしていきたいという意識でございます。

以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。八代委員。

○八代委員 一番最後におっしゃった、紙レセプトをどうやって電子化につなげていくかというときに、何らかの経済的インセンティブは考えておられるのですか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 医療機関全体の私どもの受付レセプト件数の割合といたしましては2%でございますので、保険者の皆様方との議論が必要だと思っておりますが、こうしたところに試行的にAIが導入できるのではないかとすることも考えております。ただし、紙レセプトの問題は私どもだけではなかなか対応が難しいということは思っております。

○八代委員 済みません。質問とかなりずれているのですが、私が言っているのは、紙レセプトから電子化する方向へ促さなければいけない。その場合は、電子化した人が損にならないように、少なくとも紙レセプトを使い続けている方に、それに見合った追加的なコストを負担していただくような意味でのインセンティブです。そういうことは考えておられるかどうか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 私どもは、今回の見直しの中で手数料の段階化

も考えておりますので、一部についてのみ上げたり下げたりはできるようにすることを考えております。

○八代委員 確認ですが、やって頂けるのかどうかということを知っているわけですか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 ご指摘の点も具体的に検討したいと考えております。

○大田議長 吉田委員。

○吉田委員 本日はありがとうございます。

非常にわかりやすくまとまっていたと思うのですが、プレゼンテーションのパワーポイントの3ページ目、「3. 新たな審査・支払システムについて」というのを御説明いただきたいのですが、この「受付・審査・支払機能をモジュール化する仕組み」、「業務サーバ本部への集約」、これだけを見ていると、新しく何かアプリケーションを開発されるのか、新しいITのプラットフォームというものをお考えになっているか、御説明いただけたらと思うのです。下手をすると、この辺のところはごてごてにつくり込むとお金もかかると思いますし、汎用性のないものを幾つもつくっても、今、日本の中で電子化政府などというものも始まっているものですから、その辺のイメージというか、モジュール化するということと、業務サーバを本部への集約でどんな基盤を構築されようと考えていらっしゃるのか、簡単に御説明いただければと思います。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 お答えいたします。

まず、受付・審査・支払機能であります。現行のシステムの反省に立ちまして、審査の基準が変わった場合等には、その都度、大変大きなシステム改修が必要であったわけですので。これをこうした受付・審査・支払という形でモジュール化することによりまして、それぞれ効率的に機能変換ができるのではないかと考えております。

業務サーバの統一化でございますが、これはクラウドサーバというものでぜひ一体化をしたいと思っております。今、各支部に中継サーバを設けておりますけれども、これを一体化していきたいと思っております。

先ほどの点、紙レセプトの件でございます。前提は、制度が変わればということですので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○大田議長 制度が変われば、とはどういうことですか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 現行法の下では、手数料の段階化は難しいのではないかと考えております。

○大田議長 どうぞ。

○谷内大臣官房審議官 先ほど言うのを失念しておりましたけれども、有識者検討会報告書の一番最後書いてありますように、来年の通常国会におきまして、厚生労働省保険局としては、社会保険診療報酬支払基金法の改正を盛り込んだ法律案を出す予定でございます。そういった中でそれにつきましても検討していきたいと思っております。

○大田議長 まず、吉田委員。

○吉田委員 先ほどおっしゃっていた、クラウド化して集約して、そういったITの基盤を築かれようとしているのだと思うのですけれども、基本は100%デジタル化、デジタルファーストというイメージ、こちらに向かって、そのトランジションとして、どうしてもデジタル化されないものが数十パーセント残ると、こんなことですか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 現時点では、そういう状況だと思っておりますが、私どもは、支部の審査業務集約化のためにもクラウドサーバーを一体化いたしまして、そこから進めていきたいということを考えております。

○大田議長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 紙レセプトの話ですが、できるだけ電子化を促進しないとだめなので、促進するためのインセンティブがないと、なかなか動かないのではないかと。今、最後におっしゃったのは、紙レセプトも今の法律上は認められている。それは当たり前ですけれども、認められているから全く同じ手数料でやらなければいけないということにはならないわけです。そこは一定の時限措置を設けてもいいと思うのですが、とにかくずっと紙レセプトを使っていればそれだけコストがかかるわけですから、それは医療機関あるいは薬局に負担していただくという方向性がないと全く進まないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○大田議長 今の点、先ほどの谷内審議官のお話では、来年の通常国会に提出する支払基金法の改正案の中で紙レセプトを禁止するのですか。それとも、紙レセプトについては手数料を変えていくような方策を盛り込むということですか。

○谷内大臣官房審議官 現行の基金法では、請求の仕方について画一的な書き方がされておりますので、例えば、柔軟に料金設定ができるとか、そういったことができるようなことも検討していきたいという趣旨で申し上げたところでございます。

○大田議長 八代委員、今のお答えでよろしいですか。支払基金法が改正されればできるということですね。森下委員。

○森下委員 今の点に関して、柔軟に対応して、最終的に紙レセプトをできるだけ減らしてほしいというのは同じなのですが、一方で、高齢化で廃業が近いとか、クリニックとして閉めるのが数年先という高齢のお医者さんとかで、紙レセプトが残っている方がいらっしゃるのです。そこにコンピューターを今から入れろというのはかなり無理があって、現実問題を考えると、もうちょっと慎重な議論が要るのかなと私は思っています。そういう意味では、紙レセプトの負担を減らすという方向で何らかの厚労省の考え方は欲しいと思いますが、一方で、性急にというのは、現状の実態を考えると、私は難しいのかなと。ぜひうまく解決策を生み出してほしいと思います。

私自身の質問は、資料1-2の10ページのところで、「(2) コンピュータチェックに適したレセプト形式の見直し」というところで、これは検討会でもICD10という国際的に通用する病名の方式がありますので、そういう方式等をレセプト様式の中にも入れていって、コンピューターチェックをするときに、できるだけそうした統一的なものが選びやすいよ

うにしてほしい。そのことによって、ビッグデータの精度が上がるということと、実際にビッグデータをとるときに国際的な比較等もやりやすくなりますので、お願いしたいということを検討会でも言いましたけれども、ここではそういう意味があるのだろうと思って読んではいませんが、余りはっきり書いていただいているので、具体的にどのように選択できる方式を意味しているかというのを少しお聞きしたいと思います。要望としては、ぜひICD10をうまく活用してほしいと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○大田議長　どうぞ。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長　できれば、私どもも、システム刷新に合わせましてレセプト様式の見直しをぜひ実現していただきたい。これはステークホルダーの同意が必要だと思っておりますが、そうしたところに私どもも一生懸命働きかけていきたいと考えております。

○森下委員　既存のものを全部なくせという話ではなくて、要するに、共通的なものが上位のほうに来れば、必然的に様式を我々医者の方が選んでいきますし、事務方も多分選んでくると思うのです。ですから、ステークホルダーが必ずしも意見が全て一致しなくてもできる話だとは思っていますので、全部それにしろという意味ではありませんので、確実にビッグデータをこれから活用する組織に生まれ変わるという話を基金さんもされていますので、そのビッグデータが活用できるような体制を整えてほしいという趣旨でとってもらえれば結構ですので、ぜひお願いいたします。

○大田議長　林委員。

○林委員　ありがとうございます。

資料1-2の5ページ、支部組織の見直しについて質問させていただきます。

この支部組織の見直しで「モデル事業」と書かれていますが、一体このモデル事業を通じて具体的に何を検証されるおつもりなのでしょうか。これでは実質、結論を再度先送りするように感じられます。

また、この工程表は2つ作られる予定でしたが、組織の点に関する工程表については、本日は一切具体的なお話がありませんでした。今後の工程とスケジュールがわからない状況でございますので、示していただきたいと思っております。

また、人員の体制のスリム化の目標の前提がいかなるものなのか。今日の御発表を拝見しますと、47都道府県の支部を維持したまま、職員の目視も全体の1~2割程度は残り、本部機能を拡充して本部については人員増をするという前提のように見えますが、そのような前提の在り方自体を見直すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大田議長　お願いします。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長　まず、審査業務につきましては、ぜひ集約化を図っていきたいと思っております。これは支部といいますよりも支部職員が行っております審査業務の集約化でございまして、普通に考えまして、今、3,900名ほどの支部職員がございまして、800名も削減をいたしますと、当然、今のままの手法では、支部はとても維持

できないわけでありまして、その最適化はどこどこを集約するといいいのかの検討を、前倒しいたしまして、来年度からは実際に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田議長 モデル事業で何を検証するのか、それから、組織改革の工程表、人員体制のスリム化目標はどういう前提での試算なのかという御質問がありましたが、お答えをお願いします。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 モデル事業の内容というのは、先ほど申しましたように、幾つかの支部の審査業務同士を集約するということであり、これは、近隣のエリアになると思っておりますが、どこどこをくっつけると一番いいのかとか、こうしたことを少しずつ行っていきたいと考えております。

工程表に関しましては、私どものシステムの導入の具合だと思っております。新システムがどういう機能を持ちうるかということは、現在検討している段階ではありますが、36年度までに800名の人員削減をするという具体的な目標を立てたということです。ここから先はさらに進むのではないかという期待感も持っておりますし、私どもの審査業務そのものが相当減ることにはなると思っておりますけれども、一方で審査をしていただく先生方、審査委員会の業務は、これからの医療の高度化に合わせますと、一定程度は必ず残るという観点も持っております。

また、今、経済財政諮問会議の中でも、医療体制についても都道府県に力が置かれるような議論があるわけでございますので、こうした御意見等々も踏まえながら、取り組む必要があるという感覚を持っております。

○大田議長 林委員、どうぞ。

○林委員 冒頭の伊藤理事長の御説明を聞いて、患者本位で公正・中立に目視から180度転換してコンピューターで完結させるというお話を聞いて、非常に期待していたのですけれども、いざ具体的なお話になると全く内容を伴っていないということが感じられ、非常に落胆しております。

今日の資料1-2の3ページで、最初におっしゃっている「審査・支払システムの受付・審査・支払機能をモジュール化する」、そのように業務のやり方を改善すれば、必然的にその組織の人員体制も変わっていくはずです。そういった前提で今後の組織の在り方を見直すはずであったのに、モデル事業をしてどこどこを組み合わせればいいのかという前提で組織についての工程表をお考えになっているということ、それはやはり前提が間違っていると思います。5月初旬には出されると先ほど予告がありました組織関係の工程表においては、2020年度までにシステム刷新をすとおっしゃっているわけですから、そのシステム刷新を前提とした組織改革案を具体的なスケジュールとともにぜひ出していただきたいとお願いたします。

加えて、このコンピューターシステムの新システムへの刷新が2020年度ということなのですが、その2020年度には、同時に、保険者が希望すれば直接審査及び委託先の変更が可

能となるのでしょうか。その点を確認させてください。

○大田議長 お願いします。

○谷内大臣官房審議官 今、林委員から御指摘があった件でございますけれども、2020年度に刷新予定の新しい審査・支払システムでモジュール化がきちんできるということであれば、保険者が希望すればそういったことができるようなことにしていきたいし、必要な通知は変えていきたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。

あと1点だけですが、支払基金の職員の目視が全体の1～2割残るという目標では、180度転換してコンピューターチェックで完結させるという目標とは一致していないように思います。今後、高い目標を立てて、審査プロセスの刷新し、業務を構成する作業ごとにコストと時間の削減目標を設定した、抜本的な効率化を目指した工程表を、5月の初旬に出していただきたいと思っております。

○大田議長 これについては、いかがでしょうか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 できるだけ効率化を進めていくという点については、全く一致をいたしております。現在目視しているものの中には引き続き医学的判断が必要なものもあれば、ルールの確認で解決できるものもあると思っておりますので、これも検討したいと思っております。

○大田議長 森下委員。

○森下委員 今の林先生のポイントなのですけれども、目視が1割から2割残る根拠というのは何なのですか。逆にそんなに残るのかなという気がするのですけれども、これは根拠があって1割、2割という数字が出ているのですか。その数字がどこから来ているのか、私は全く理解できなかったのだけれども。

○古川社会保険診療報酬支払基金理事長特任補佐 数字について、お話し申し上げたいと思っております。

我々としては、実際に、今のチェックの基準などを、全部棚卸しといいますか、チェックをいたしまして、医学的判断をドクターにいただいているものの中でも、先ほど森下委員がおっしゃったように、コンピューターチェックのチェック項目を設定すれば終わるものもたくさんあるだろうという考えで吟味をいたした数字であります。

項目が多いので全部を見きれてはおりませんけれども、これまでのワーキング・グループの中でも申し上げましたが、共通的にコンピューターで対応できるものが大体6割以上はあるはずだという話を申し上げておりましたので、実際にそれぐらいは、今目視しているものもコンピューターで完結することができるだろう、少なくともできるはずであるという前提のもとで試算をさせていただいたということです。結果として、逆に言うとこれぐらいは目視するべきものとして、医学的判断が残る以上は、その前さばきとして事務方が見るものもあるであろうということから申し上げたということでございます。

○森下委員 そんなに強い根拠ではなさそうなので、ぜひ1割を切るぐらい頑張っていた

できればうれしいと思います。よろしくお願いします。

○大田議長 金丸議長代理。

○金丸議長代理 関連でお聞きしたいのですが、わかりやすいのは、8ページのまとめの絵を拝見しますと、一番左側ブルーのところ「支部職員の業務」として「(1) コンピュータでは読み込めないコメントを目視確認」と書いてありますね。私の経験では、かなり技術が発達して、コンピューターで読めないコメントは極小化しています。ですから、ここをどう考えるかによって、この右側の数値目標も私は大きく変わるのではないかと。

まず、コンピューターで読み込めないコメントが読み込んだ場合にどうなるかということと、「コンピューターチェックで完結」と書いてあるのですけれども、「完結」と書いてある割には完結してなくて、下のほうに、業務を効率化した上でも職員の目視が月に1,000~1,800万件残ると言っていますね。このときもまた目視が出てきて、そうすると、目視というのは目で見るだけではなくて、本部というか、機関を拝見させていただいたら、手元に従来型のマニュアルがあって、それをかなり見ていらっしやったわけですね。そのマニュアルを見て該当するページを参考にする行為そのものもIT化できるのです。

だから、人がやっていた仕事のうち、AIまでいなくても、最終的にはAIに行くとしても、かなりの部分がほぼなくなるのではないかというのが私の意識です。もしそんな曖昧なものがたくさん残るのが変わらないのであれば、私は、もともと支払基金は不要で、70%分をオートマチックにお医者さんに払ってしまったほうが良いと思う。経済合理性もない。あれだけ県単位で差異があって、支部に差異があって、審査の在り方については、審査される側の医療機関と審査する委員の間でいろいろな意見の相違もあって、最終的に決着をするまでにいろいろな時間とコストとコンピューターの資源をかけている割には、リターンは保険者にはあまりないと思うのです。

私が先般拝見したシステムでは、その会議で申し上げましたけれども、1980年代とか、もっと以前の発想ででき上がっているものなので、この延長線上に未来がないことだけは確かです。未来がないというのは、システムの未来だけではなくて支払基金の存続すら私は未来はないと思っているわけです。そういう意味では、今回の次期システムが、申し上げたようなまずい点をクリアできれば、逆に言うと存続可能だという見方でいます。

ですから、このコンピューターでチェックできないところの職員の目視部分についての目標値については、森下先生がおっしゃったとおりで、私は1桁違うと思っています。だから、残って数パーセント、もし数パーセントに追い込めないというのは、診療報酬体系にも問題があるわけで、その問題を放置したまま、何で保険者の保険料から毎年余計なその不備のコストを奪うのかというのはそもそも疑問です。それだったら払ってしまったほうが割り切っていると思います。

また、レセプトのチェック機能のうち幾ばくかというか、合理性のあるものの機能を医療機関の方々に今回は開放するわけですから、そうすると、裾野にそのチェック機能を内蔵しておいたほうが、そこから上がってくるものが既にかかなりの部分削られてくるわけで

すから、集めてから削るのではなくて、もっと手前に持っていけばいいのではないか。

そして、先ほど中立と言われたので、そこにあるものというのはシステムと人なので、システムのうちかなりの部分は医療機関に持っていて、そうすると、中立的な機能はAIの限界値の最大のものが支払基金にぼつんと1つあればいいのではないかぐらいに思っていて、だから、数値目標は全面的にもう一度考え直していただきたいと思います。

ですから、1桁ぐらいの目標値を掲げていただかない限り、支払基金そのものに委託し続けるのがいいのかと、私がずっと言っている論点をもう一回浮上させたほうがいいのではないかと考えています。

○大田議長 お願いします。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 金丸議長代理のおっしゃるとおりでございます。私どもは、今回の新システムには、テキストマイニングとか統計的な手法を用いた上でそれを導入していき、コンピューターチェックの寄与度を高めていきたい。そんな努力をしたいと考えております。

○大田議長 今、金丸議長代理から、コンピューターで読み込めないコメントというのはもうほとんどないはずだということがありましたが、これについてはいかがですか。

○古川社会保険診療報酬支払基金理事長特任補佐 私どもは、読み込めるものは積極的にコンピューターで対応するというで全く異論はございません。ただ、現実問題、投資といえますか、コストの問題と、先ほど金丸議長代理がおっしゃいました診療報酬の現行体系では、患者本位の観点ゆえの曖昧な規定があるので、医学的見解は必ずしも統一されていないものもありますし、見解としては、統計的には統一されていたとしても、個別事情でそこまで一律にやっちゃっていいかどうかという判断もあろうかと考えておりますので、そうしたところの取り扱いは、今後、吟味が必要だと思っています。

ただし、私どもでチェックできるものについては、様式などの改正以前の段階でできるものはできるだけコンピューターにしたいということで、全く異論はございません。これはロードマップということでございますので、この36年度の時点でここまではということで書かせていただいているということでございますので、これで終わりということ意識しているわけではございません。目指す方向性は御指摘のとおりでございます。

○大田議長 保険料負担を極力減らすという観点で数値目標を見直していただきたいと思えます。

ほか、いかがですか。林委員、どうぞ。

○林委員 今の関連です。工程表においてはぜひ明確化していただきたいのですが、審査基準の明確化・統一化をしてコンピューターチェックに盛り込む。これはお約束だと思います。加えて、全国的に審査結果が一定の幅の範囲内におさまる事例は、その範囲を基準として、コンピューターチェックで完結させる。これもお約束いただいたと思います。そうすると、その上で付箋をつけて目視確認が必要なレセプトとは、いったいどういうものなのか。それを明らかにした上で、きっちりと工程表を立てていただきたいと思えます。

○大田議長 これは御意見ということで、お答えはいいですか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 はい。

○大田議長 1つ、これは谷内審議官にお聞きしたほうがよろしいでしょうか。報告書の9ページに審査の一元化に関して、「今後、当面は、コンピュータチェックの基準の原則統一化の作業とともに、システムにより、審査委員会の審査内容についても見える化を行い、地域における具体的な差異の内容を把握した上で、データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保していくべきという点については概ね意見が一致した」と書かれておりますが、きょうはこの内容については御報告がなかったのですけれども、どこに反映されているのでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 大まかに言いますと、一番初めの「1. 審査基準の統一について」の中、2ページのところでございます。診療報酬点数そのもの、告示・通知そのものを明確化・標準化する。それをコンピューターチェックで入れる。まだ差異が生じるものにつきましては、それにつきましては見える化なり分析した上で、そのデータをもとにまた診療報酬点数・審査基準の明確化なり標準化を図るという、PDCAを回していく中でやっていきたいと思っております。

5月にまとめます工程表につきましては、もう少しきちんとした形でしめしていきたいと思っております。

○大田議長 そうすると、その審査の一元化に向けたスケジュールなり工程表が書かれるということによろしいですか。

○谷内大臣官房審議官 我々としましては、工程表につきましては、この有識者検討会報告書の事項に基づいて、基本的にはその項目に応じた工程表という形にしていきたいと思っております。

○大田議長 わかりました。

森下委員。

○森下委員 工程表の話に関してなのですけれども、システムの刷新が必要なところというのは2020年度ということで、それはそうかと思うのですが、一方で、すぐにできそうな話も幾つかあるのですけれども、そこに関しての工程表がはっきり見えないのですが、例えば、支部設定ルールを本部が全て明確化・統一化を図るというのは、別にコンピューターの刷新と関係なくできそうな話ですし、コンピューターチェックルールを公開するというのは今すぐにでもできそうな話ですし、全体的に2020年まで何もやらないと読めるというのは問題かと思っています。

ぜひ18、19、20と、ここではこれをやっていくのだというものを明確に細かくしていただいて、コンピューターチェックが刷新した後はこれをやるのだと。そうしないと、そこまで何もやらないように見えてしまうような、多分もっと早くやるということだと思っておりますけれども、ぜひその辺を明確に、2017、2018、2019と何をやるかということをしつかり

していただきたいと思います。先ほど言ったように、特にコンピューターと直接関係ない部分は速やかにやっていただくというのが原則かと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤社会保険診療報酬支払基金理事長 当然、そのような取りかかりをしたいと思っております。昨日私どもも、見える化という観点から、今まで差異のございました、診療行為に対する一定の見解を公表したところでございます。これは初めての取組でございましたが、こうしたことを一つずつ足がかりにしながら、ぜひ見える化を進めていきたいと思っております。

○大田議長 どうぞ。

○古川社会保険診療報酬支払基金理事長特任補佐 時間がなかったので御説明申し上げておりませんが、文章編の資料を参考でつけさせていただいております。このところをごらんいただくと、例えば、私は資料1-2の10ページを開いておりますけれども、各項目についていつから実施をするかということを既にかかせていただいております。例えば、10ページであれば、5)のところですが、平成29年度から実施とか、次の項目は32年度のシステム刷新時ですが、システム刷新を待たずに先行実施も考えますということも含め、それぞれ時点が書いてございます。森下委員のお考えを踏まえて、やれるものは先行して実施したいと考えております。

○森下委員 ぜひよろしくをお願いします。

○大田議長 ぜひよろしくお願ひいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金の皆様、お忙しいところ、ありがとうございます。5月に向けて、ぜひよろしくお願ひいたします。

(厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金退室)

○大田議長 続いて、「社会保険診療報酬支払基金の見直しに関する意見(案)」についてお諮りいたします。今のヒアリングも踏まえて、本会議としての意見を取りまとめたと思います。

事務局より、資料1-3の御説明をお願いいたします。

○中沢参事官 それでは、事務局より資料1-3について御説明させていただきます。

これまでの状況については先ほども御説明したとおりでございます。また、今、御説明が厚生労働省及び支払基金からございましたけれども、相変わらず今年の規制改革実施計画において昨年未までに結論を得るとされていた項目については、現時点においてもそれが実行されていないという実態が明らかになったところがございます。この状況に鑑みまして、今年の規制改革実施計画の趣旨に沿った改革が確実に実施されるように、昨年11月に続きまして、いま一度規制改革推進会議といたしまして意見を取りまとめるべきという議長の御指示を頂戴しましたので、本資料をまとめたものでございます。

要点は、記載の1から4にございます。

1つ目は、支払基金が現在担っている業務の機能ごとにシステムをモジュール化すべきという点についてでございます。これについては、今、いろいろ御議論いただきましたけれども、このことは将来的な支払基金改革の核になる部分であると考えております。

3ページ目に、2として支払基金の支部の集約化・統合化についても記載してございます。これも繰り返しになりますけれども、昨年の閣議決定事項でありながら、まだ結論が出ていないという部分でありますし、この集約化・統合化につきましては、早急に結論を出すべきとしてございます。

その下、同じ3ページの3でございますけれども、審査の一元化につきましても、支部集約化と同様に、閣議決定に沿った検討が進んでいない項目として明らかでございますので、こちらにつきましても早急な結論を出すということについて求めています。

最後の4ページをごらんいただきますと、こちらは本年3月23日の第13回の規制改革推進会議におきまして、健保連と協会けんぽのほうからヒアリングを実施したことにも関係しておりますけれども、保険者を代表する組織といたしまして、彼らにも支払基金の組織の在り方についてはもっと積極的に関与すべきということとともに、保険者機能の最大限の発揮を目指して、みずからも改革を目指すべきという提言をしています。

事務局からは以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、林座長から何か補足がありますでしょうか。

○林委員 ただいま御紹介のとおり、また、金丸議長代理からも先ほどお話があったとおり、このコンピューターシステムで業務を規定して、業務のモジュールごとに改革を進めていくということが基本になっております。昭和23年の社会保険診療報酬支払基金法から来年で70年、諸外国、例えば韓国のHIRAなどと比べますと、日本のこの現状は、国民の犠牲のもと、被保険者の犠牲のもとに旧態依然としたやり方を続けている現状でございますので、ぜひとも今回の改革が実現するように、強い意見を出していければと思います。

○大田議長 御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

今のヒアリングを踏まえますと、この1番のコンピューターシステムをモジュール化していくという、これはおおむねこの方向に沿っていると見ていいわけですね。

○金丸議長代理 ただ、このモジュール化と言っているのですが、今後については、これをチェックしていかないと、要するに、その分解の仕方が適切でないといけないので、それは当然見ていかなければいけないと思います。ただ、これは前回の厚労省などの部会でずっと言い続けたことなので、モジュール化ときょうも言っていたのですが、私の言うものと支払基金側のイメージは、似て非なるものの可能性があると思っています。

また、この(4)で「データの形式、付番などを統一化」と入れたのですが、ここは先ほど森下先生がおっしゃった国際的な視点の言葉を入れておいたほうがいいと思いました。森下先生からアイデアがあればお願いします。「各種データの形式、付番などを統一化」と書いてあるその前に。

- 森下委員 国際的な視点も入れるみたいなことがいいということですね。
- 大田議長 国際的にそういうルールがあるのですか。
- 森下委員 病名が統一されたルールがあるのです。日本だけそれを使っていなくて、今、世界中の国は割とそれを使っているの、国際比較のときに日本だけ全然違う病名になったりするのです。ただ、なかなか日本人が自分でつけた名前にこだわりがあってみたいな話があるのですけれども、基本的にレセプトなので、そこは本当は統一していくべきだと私は思っているのです。
- 金丸議長代理 それは、診療報酬体系の中の表現で、要するに病名とかですか。
- 森下委員 そうなのです。要するに、病名をその国際的なルールに合わせてやっつけていけば、基本的に比較はできてくるのです。
- 金丸議長代理 それはきっと仕事としては厚労省ですね。
- 森下委員 厚労省です。
- 大田議長 「国際ルールを踏まえて」と、ここに書きますか。
- 森下委員 そうですね。あるいは「国際的な視点」を入れるとか、何か入れてもらえれば自動的にそっちに行くと思うのです。
- 大田議長 「国際的な視点」では弱いでしょう。
- 森下委員 そうですね。「ルールを踏まえ」と。
- 金丸議長代理 例えば、1番の(4)の「そのためのレセプト様式の再設計を行うこと。」の後に、別に3行ぐらいで、今のことを「厚労省は」とか。
- 大田議長 「その際、病名等については、国際的なルールを前提とすべきである」と。
- 金丸議長代理 「国際的ルール」でいいですかね。
- 大田議長 国際的な何ですか。
- 金丸議長代理 「様式」。「規格」。
- 森下委員 「規格」がいいのではないですか。
- 大田議長 「その際、病名等については、」。
- 森下委員 「国際的な規格」に基づく。
- 大田議長 規格を念頭に置くべきであると。
- 森下委員 そうですね。
- 大田議長 「厚生労働省は」と書くのですか。
- 金丸議長代理 「厚生労働省は」でしょう。支払基金ではないですね。
- 大田議長 「その際、厚生労働省は、病名等について、国際的な規格を念頭に置いて」、何をするのですか。
- 林委員 レセプト様式の再設計についてですね。
- 大田議長 「レセプト様式の」。
- 森下委員 「再設計を行うこと」ですかね。多分、場所としては中医協になると思うのです。

○羽深内閣府審議官 「様式の再設計を行うこと」と書いてあって、「その際」と続けばいいのではないですか。

○大田議長 「その際、厚生労働省は、病名等について、国際的な規格を念頭に置くこと。」でいいですか。

○安念委員 「国際的な規格に準拠すること」のほうがいいと思います。「念頭に置いて」だと、念頭には置きましたと絶対に言うと思う。

○金丸議長代理 念頭に置いたかどうかは確認しようがない。

○大田議長 「規格に準拠すること。」、もう一度言います。

「その際、厚労省は、病名等について、国際的な規格に準拠すること。」と。

○刀禰次長 1点、確認をよろしいですか。

この(4)は、「このようなシステムに改めるべく、以下、モジュール化を前提とした、次期コンピュータシステムの満たすべき要件を列記する」に含まれているので、ここに記載すると要件の中に入ることになります。2ページの(4)は、次期コンピュータシステムが満たすべき要件の話ですね。

○森下委員 刀禰さんは、(1)とかの番号の書いている上にそう書いているということを行っているのです。

○刀禰次長 ですから、今の場合、この(1)のところに注をつけるとかというのなら何となく位置づけはわかるのですけれども、要件が何かを準拠というと少し違和感があるかもしれません。

○大田議長 それでは、3ページの上になりますか。「レセプト様式の再設計と併せて、平成32年度中にシステム刷新を遅延なく実施すべきである。」のあと、最後に「その際、厚生労働省は、病名等について、国際的な規格に準拠すべきである。」と。

○中沢参事官 確認させていただきます。3ページの一番上のパラグラフの3行目の「実施すべきである。」の後に、「その際、厚生労働省は、病名等について、国際的な規格に準拠すること。」と。「すべきである。」ですか。

○大田議長 「すべきである。」と。それでお願いいたします。

それから、この2については、今のヒアリングでは、集約化を進めるということだったわけですね。しかし、そのモデル事業から入るということで、極めてスピードが遅く、スケジュールが明確化されていない。よくわからなかったのですけれどもね。林委員の質問に対する答えです。

○林委員 意見書の文章としては、私はこのままでいいと思います。

○大田議長 意見書の2に関して、厚生労働省及び支払基金の説明としては、集約化を進めていくと。しかし、これからモデル事業を行うとのみ書かれていて、全体スケジュールが明確ではないという受けとめでいいですか。

○林委員 そうですね。実質結論の再度先送りと思われる私は認識しています。

○金丸議長代理 集約化というのは、集約に関するモデル事業を実施するという感じですか。

ね。だから、ワンクッションが入る。

○大田議長 ただ、「集約化」という言葉は何度か言っておられるのです。

3については、きょうは具体的な説明はなく、5月の工程表に入れていきたいということだったと。

4については、具体的な言及はなかったということでもいいですか。

○金丸議長代理 集約については、支部にあるコンピューターのサーバーを本部に集約というのが1個。もう一つは、専門性の高いレセプトについては、地域でやるのではなくてそれを本部に集約すると言って、本来の規制改革会議が言っているようなものについては、モデル事業にしてからという話だった。だから、「集約」という言葉は3回ぐらい使ったのだけれども、全部意味が違う。

○大田議長 ほか、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、先ほどのレセプトの再設計に関する説明を入れるということで、それ以外は原案のとおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、先ほどの1文を加えた上で、決定いたします。

議題の2、「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見(案)」について、お諮りいたします。

事務局より、資料2の説明をお願いします。

○中沢参事官 それでは、資料2について、事務局より御説明をさせていただきます。こちらの4ページの紙でございますので、概要を御説明させていただきます。

介護サービスの提供と利用の在り方につきましては、今期の医療・介護・保育ワーキング・グループにおける重点テーマと位置づけておりまして、これまでも、介護事業者、自治体、社会福祉法人、厚生労働省と関係するさまざまな方からのヒアリングを実施してまいりました。

また、本件につきましては、これまで本会議の議題にこそなっておりませんでしたけれども、本年2月21日には「介護サービスの提供と利用の在り方について」と題しまして、公開ディスカッションのテーマとなりまして、委員の皆様にご議論いただいたという経緯でございます。

介護サービスに係る議論全体の中でも、とりわけ本日の意見の表題となっております介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせにつきましては、ワーキング・グループにおける議論におきましても、公開ディスカッションにおける議論におきましても、所管する厚生労働省との間で、目指すべき改革の方向性についてはなかなか合意に至らない分野となっております。

このため、林座長を初めとするワーキング・グループ委員、専門委員の方々の御判断によりまして、介護分野全体の課題の中でもこの柔軟な組み合わせに焦点を絞りまして、当ワーキング・グループの考える改革の道筋を意見として資料2のとおり取りまとめまして、

先ほど開催されましたワーキング・グループにおいて了承された次第でございます。

時間の関係で資料の詳細な御説明はできませんが、最初の2ページで「1. 改革の必要性」とございますが、ここでサービスの質と利用者満足度向上のための改革の必要性について述べております。

2ページ目の下、「2. 改革の方策」におきまして、具体的な改革の方策を提案しております。利用者目線に立ちまして在宅介護の限界点を高めるための方策につきまして、(1)から(4)と順番に項目を盛り込んだ標準ガイドラインを、平成29年中に策定、発出することを求めています。(1)訪問介護サービス、(2)通所介護サービス、(3)指名料・時間指定料といった自費での上乘せ料金を可能とする仕組みについても、具体的な事例を示しつつ提案をさせていただいております。最後のページですけれども、さらに(4)におきまして、保険内外サービスの柔軟な組み合わせに対する厚生労働省や自治体が挙げてきた従来の懸念に応えるために、生じ得るデメリットを防止し極小化するための制度上の工夫の例も提案している次第でございます。

訂正点について、御案内させていただきたいと思っております。

まず、この資料2の1ページ目の上から10行目ぐらいで、(1)の①で、介護の「入口」で、要介護者の状態を適切に「アセスメントして」とございますが、こちらを「評価して」と訂正させていただきたいと思っております。

続きまして、同じ1ページ目の下から6行目の文章は、終わり方が、必要があることは「明らかだ。」となっておりますが、こちらは「明らかである。」と訂正させていただきたいと思っております。

2ページ目をごらんいただけますでしょうか。こちらの2番目の「しかし」で始まるパラグラフの下から3行目のところ、在宅介護することを国が「推し進めるのであれば、」となっておりますが、これを「推し進める以上、」と変えさせていただきます。

あと2点あります。その6行下でございます。「(3)以上の考え方に立ち」というパラグラフの最後の締めが「早急に進めるべきである」で、「。」が抜けておりまして、大変失礼いたしました。これは「。」をつけさせていただきます。

そのすぐ下の行でございます。なお、保険内外サービスの柔軟な組み合わせに対する従来の懸念に応えるため、「後述」とございますが、この「後述」を「下記」と訂正させていただきたいと思っております。

申しわけございませんでした。訂正点は以上でございます。訂正したものを記者宛てに配付したいと思っております。

事務局からは以上です。

○大田議長 それでは、林座長より補足をお願いします。

○林委員 ありがとうございます。

ことは、1997年の介護保険法の成立から20年目になります。利用者の目線に立ちますと、現状、介護サービスの質と利用者満足度を向上させるためには、今回の意見書でまと

めたような改革が必要であると考えております。

特にこの保険内・外サービスの柔軟な組み合わせについて、これまでさまざまな懸念点が主張されて全く進んでいなかったわけですが、この際、国として、事業者や地方公共団体が遵守すべき標準ガイドラインを平成29年中に策定し、発出することを、具体的なアイデアとともに御提案しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○大田議長 それでは、御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

御異議がなければ、資料2について、先ほどの修正を加えた上で、原案のとおり決定したいと存じます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、決定いたします。

次に、議題の3、「官民データ活用の促進に関する意見(案)」についてお諮りいたします。

事務局より、資料3の御説明をお願いいたします。

○西川参事官 資料3について御説明いたします。

「官民データの活用の推進に関する意見(案)」の「1. 改革の必要性」についてでございます。

要約して申しますと、官民データ活用につきましては、国が持っている個人データあるいは民間が持っている個人データについては、個人情報保護法あるいは行政機関個人情報保護法などの改正がされまして、一定のルール整備などが行われております。

他方、地方公共団体の保有する個人データの活用に関しては、基本的に条例で規律が現状ではされるところでございまして、この点につきましては、総務省の「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」で検討が進められてきました。先月、その第5回会合で報告書案が示されております。そこでは、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入において、民間あるいは国と整合的なものとすべきといった指摘がされているわけなのですが、そのルール整備のやり方については、地方公共団体の条例に委ねる方針をとっておりまして、モデル条例案を提示することになっております。

しかしながら、こういう新たな非識別加工・活用に関するルール整備を地方公共団体の条例に委ねることになりますと、条例の内容や運用にばらつきが生じる可能性があるわけですが、総務省においては、これまでこうした可能性について、個人データの活用に係るルール整備の在り方に関し、地方公共団体との間で十分な意見交換を行ってきたとは評価できないのではないかとというのが、この1ポツでございます。

こういった問題を踏まえまして、2ページ目でございますけれども、「2. 改革の具体策」でございます。ここから読み上げさせていただきます。

「（１）非識別加工・活用に関するルール整備の在り方」、総務省は、地方公共団体における非識別加工・活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方公共団体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設けるべきである。また、当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方公共団体の意向を十分に踏まえて検討していくべきである。

「（２）共同受託機関及び公的な事前相談窓口の設置」、地方公共団体において、非識別加工やその取り扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、総務省は、地方公共団体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置または創出を促すための取組を行うべきである。また、総務省及び個人情報保護委員会は、協力して、地方公共団体に係る非識別加工情報の加工やその取り扱いについての公的な事前相談窓口を設けるべきである。国の行政機関等や民間企業などにおいても同様の問題が想定されることから、個人情報保護委員会は、これらを対象とする公的な事前相談窓口を整備すべきである。

以上のとおりでございますが、先ほどの投資等ワーキングでこのように決定されたところでございますので、御報告させていただきます。

○大田議長 それでは、原座長より補足をお願いします。

○原委員 簡単に補足をいたしますと、個人情報保護の法体系は、今、事務局からもありましたけれども、個人情報保護法は民間事業者だけを規律していて、国の行政機関の持っている情報については行政機関個人情報保護法とか、それぞれの法律で定められ、自治体の持っているデータについてはそれぞれの自治体の条例になっているという制度なわけです。

その中で、データの活用が大きな課題になり、法律で定めている領域については、匿名加工ルール、非識別加工ルールといったルールが定められたわけですが、残っているのがその自治体の保有しているデータをどう活用していくか。ここのルール整備が残っているということでもあります。

この後の議題にもある地方の規制改革の議論にも若干似ているのですが、大きく違いますが、この地方の書式・様式の議論というのは、地方が長年にわたって苦勞して定めてきた書式・様式をどうするのかという議論であります。今回の議論というのは、これから新しく定めるルールの整備についての議論です。かつ、そのデータの活用ということを考えれば、当然ながら、自治体単位などということではなくて、市域、県域を越えてデータを活用するわけですから、明らかに統合的にすべきルールについての議論であるということだと考えております。

このワーキング・グループで昨年の秋からずっと議論してきたわけでございますが、今、この意見書にもありますように、総務省の対応は、残念ながら地方公共団体との間でこういった問題意識を踏まえた意見交換を十分にはしていただけなかった。その中で、地方自治体の中でも、むしろ立法措置を求める声も上がってきているということでもあります。

そんな中で、この意見書としては、早急に地方公共団体との意見交換の場を設けてほしい、立法措置という解決についても検討してほしいという意見を出して、ここが一番大きなポイントなわけでございます。

これを適切に実行していけるように、引き続き総務省とは折衝していきたいと考えております。

以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

御意見、御質問はいかがでしょうか。金丸議長代理。

○金丸議長代理 すごく重要なテーマだと思うのですが、腰が引けている総務省の考え、積極的ではないところは、どんなところにあるのですか。

○原委員 総務省さんにこの会議の場でも何度もその議論をしましたが、政府の方針としてこれは条例でやるという方向になっているのですとか、そういうお答えしか得られなかったわけでありまして。

ありていに申し上げれば、自分から自治体に対してこれは立法措置でやるべきではないかという問題提起をしたくないということのように思われました。したがって、意見交換の場をしっかりとつくって、国と自治体との間できちんとこの議論をしましょうという意見を申し上げているところです。

○金丸議長代理 今、政府の方針というお話があったのですが、それは本当に政府の方針なのですか。私は、別の会議では、日本の資源というのは今や人材とデータしかないのも、そのデータは重要であるという認識で別の会議の運営などもしているのですが。

○原委員 一応、総務省さんが言われているのは、この国の行政機関のデータについての法律に伴って決定した文書の中で、自治体については、条例で定めることを前提にして、情報提供を行っていくという趣旨の決定をしているということをおっしゃっていました。

○金丸議長代理 それはいつの話ですか。

○原委員 昨年の法改正当時です。

○金丸議長代理 わかりました。

○大田議長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

御異議がなければ、資料3について、原案のとおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、原案のとおり決定します。

続いて、議題の4、「遠隔教育の推進に関する意見(案)」についてお諮りします。

事務局より、御説明をお願いいたします。

○西川参事官 資料4「遠隔教育の推進に関する意見(案)」についてでございます。

「1. 改革の必要性」は、遠隔教育の活用が現状では決して進んでいるとは言えないと

いうことで、さらなる規制改革によって本格的な普及拡大を図るということをございます。

「2. 改革の具体策」のところを読み上げさせていただきます。

「(1) 遠隔教育の本格的推進のための施策方針」、現行制度においても、一定の条件下で、遠隔教育を実施することは可能だが、現状ではまだ本格的な普及が図られているとは言えない。特に、今後その充実が期待されるプログラミング、英会話など、様々な分野において、質の高い授業を提供する観点から、遠隔教育を活用することは効果的である。また、遠隔教育の活用は、教員の負担軽減に資するものである。したがって、文部科学省は、教育の質の一層の向上の観点から、遠隔教育の本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者への周知その他必要な方策を講ずべきである。なお、その推進状況及び現場でのニーズを踏まえつつ、高等学校の遠隔教育に係る単位数上限の見直しについて、より柔軟に遠隔教育を活用する可能性を、引き続き検討すべきである。

「(2) 免許外教科担任制度による問題の解消と廃止に向けた方策」、免許外教科担任制度は、科目の免許ある教員を配置できない場合に他科目の免許ある教員にかわりに担任させることを認める制度である。もともとは「当分の間」の一時的な措置として認められた制度だが（教員職員免許法附則）、60年以上維持され、現在も多くの中学・高校で活用されている（平成27年度に中学で7,171件、高校で3,680件）。このように専門外の教員が授業を行っている状態は、教育の質の観点で重大な問題であり、また教員の負担ともなっており、放置すべきでない。したがって、文部科学省は、現状においても実施可能な遠隔授業の推進により教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るべきである。また、免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に運用が限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小し、一定期間後に廃止（許可要件の限定など抜本的な見直しを行い、必要最小限の新たな制度として再設計することを含む。）すべく方策を検討すべきである。

「(3) 高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決」、学校教育の授業で演奏や資料の使用を行う場合、一般的に著作権法上の許諾は不要とされているが、遠隔授業の場合、演奏や資料送信が著作権法上「不特定多数者への送信」とみなされ、著作権者の許諾が必要とされることがある。現在、「合同授業」（両方の教室に教員と生徒が存在）では、著作権法上の特例措置（35条2項）が設けられており、教室での対面授業と同様に、著作権者の許諾が不要とされる（補償も不要）。一方、平成27年4月から解禁された「同時双方向型の遠隔授業」（配信側には教員のみで生徒はいない）では、著作権法上の措置がとられておらず、著作権者の許諾が原則必要とされており、音楽の授業などの制約要因になっている。したがって、文部科学省は、「同時双方向型の遠隔授業」についても、早急に、「合同授業」と同様、著作権者の許諾を不要（補償も不要）とする措置をとるべきである。

以上のとおり、これも先ほど投資等ワーキングで決定されましたので、御報告させてい

ただきます。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、原座長より補足をお願いします。

○原委員 ありがとうございます。

大きく3つの意見を出しております。

まず、1つ目、要するに、せっかく解禁をされたのに、高校ではわずか24校とか、まだまだ本格的な普及には至ってない。したがって、まずは本格的な推進をやってほしいというのが1点目であります。

2点目、免許外教科担任制度というものをなぜ議論しているかであります。文科省との議論で遠隔教育の議論をしている中で文科省さんは必ず、教室に免許のある先生・教員がいることが重要なのですということを言われるわけです。ところが、実際には教室に免許のある教員がいないケースがたくさんあるではないですかと。データで言うと1万件あるではないですかと申し上げたわけです。特に過疎地などを初めとする小規模な学校に行くと、とても各科目の免許のある先生をみんな確保することはできないですから、これは実例を調べてみたのですけれども、音楽の免許の先生が数学や英語も教えているとか、体育の先生が国語や技術も教えているとか、そんな例がたくさんあるということでございます。私たちがワーキング・グループでも申し上げておりましたのは、こんなことをされているぐらいだったら、遠隔教育を導入して、その免許を持っていらっしゃる専門の先生が教えられるようにしたらよろしいではないですかということ。これが2点目であります。

3点目、著作権の話であります。同時双方向型の遠隔授業については、不特定多数に送る場合、許諾が必要であり、著作権者の許諾をとらないといけないということになっているわけです。これまでのワーキング・グループでの議論の中で文化庁さんがどう言っているかということ、文化審議会がこの問題を含めて幅広い議論をしています。その中で、教育については、オンデマンド型の教育を主に念頭に置いて、許諾は不要にするけれども、補償金を取るという方向で、今、議論がまとまりつつあります。この同時双方向型の授業についても同じ扱いにしたいのですということをおっしゃっているわけであり。これに対して私たちが申し上げていますのは、オンデマンド型と同時双方向型の授業は違うわけで、オンデマンド型は同じ動画を何度も繰り返し使うといったことがあるわけですが、今回高校について解禁された遠隔授業というのは、あくまでも同時双方向でリアルタイムの1回切りの授業ですから、これは学校の教室で対面でやっている授業と何ら変わらない。たまたまテレビ画面で出てきているというだけでございます。したがって、これを違う扱いにする理由は何もないのではありませぬでしょうかという議論をしていますというのが3点目であります。

もう一点だけ補足をいたしますと、この遠隔教育の議論をワーキング・グループで議論している中で、文部科学省は決して前向きではなかったわけでございます。その背景とし

て、遠隔教育を導入すると教員の削減につながるのではないかという御認識があったように思われます。しかし、これはワーキング・グループの中でも私どもは申し上げていますが、これも決して教員の削減につながるということではなく、この意見書の中でも書いておりますように、教育の質を向上させる。また、教員の負担を軽減する。先ほどの免許外の制度などというのは、専門ではない先生が、真面目な先生ほど専門ではない科目を教えるために一生懸命大変な御苦勞をして教えているわけです。そういった教員の負担の軽減という観点もあります。そういった教育の質の向上、負担の軽減を図るために、この遠隔教育をぜひ進めていきたいということで、この意見書をつくらせていただいております。

これについても、文部科学省と引き続き折衝をして、ぜひ実現をしていきたいと思っています。

以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問はいかがでしょうか。森下委員。

○森下委員 2ページの(3)のところで「高等学校の」と出ているのですが、高等学校しかこれは問題ではないのですか。「(3)高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決」となっていて、小学校、中学校でのこういう問題はないのですか。

○原委員 小学校、中学校については、今できるのは「合同授業」というものなのです。受信側にも先生・生徒がいることが前提になっているということで、これについては昔から可能だったのです。2015年から新しく解禁された高校のところで、措置が漏れているという状態になっているということです。

○森下委員 わかりました。何となく注があったほうがいいのかなど。皆さんがわかるのでしたらこのままでもいいですけれども、何となく読んだら、高等学校だけというのは、下に全く出てこないで、普通にわかるのでしたら全然構いませんが、ぱっと素人が見たときに何となく違和感があって、小学校、中学校はどうなのだろうかとすぐに思ってしまったので、必要であれば構いませんし、もし説明が必要でしたら注か何かを入れたほうがわかりやすいかと思います。

よくわからないので、皆さんにお任せします。

○大田議長 この同時双方向型というのが、そもそも高校しかできないということですね。小・中もできるようになれば、問題になってくるということですね。

それでは、これは記者会見のときも補足していただくということでいいですね。

○原委員 はい。

○金丸議長代理 原さんのテーマは、御苦勞されている感じがこの意見書に全部出ているのですけれども、これもそもそも疑問で、遠隔といいつても限りなく遠隔を意識しないような時代になってきているので、これは教育に限らないで、遠隔医療のお話もあるし、遠隔リハビリテーションの話も一方でしていたりするのです。教育というのは、生徒側か

らすると、選択肢がふえて、機会、チャンスがふえるわけだから、これに消極的だという文科省の姿勢そのものを理解ができないというか、不思議というか、私がいろいろやっている農業分野以下の話のようなのです。

農業分野とかも、今やロボットを利用して、人工知能を利用して、ドローンを利用してという話が普通に農業の方々ともできるようになっているのに、日本が一番大切にしなければいけない教育の分野について、ハイテクを導入して新しい形の教育という在り方を目指すというのは、ごく普通の我々の歩むべき道だと思っているのです。

先ほどの総務省も、1回本会議でもこれを出したり、意見を出したり、あとは呼んでいただくようなこともあっていいのではないかと思ったのです。

○原委員 本会議での扱いは議長に御決定いただくとして、とにかく本格的な推進をしていくことが大事だと思っていますので、この意見書をぜひ実現していきたいと思っています。

○金丸議長代理 私が出ればよいということですね。これを議論する文科省の局はどこになるのですか。

○原委員 著作権は別として、初等中等教育局。

○金丸議長代理 わかりました。

○刀禰次長 今の議長代理の御発言に関係して補足しておきます。

今回議論してわかりましたことは、文部科学省も、ITを使った教育の推進、IT化での対応は大事だということで、いろいろな取り組みをされています。

○金丸議長代理 全然推進していませんけれどもね。

○刀禰次長 ただ、それが、これまではメニューとして、例えば、電子黒板の利用とか、タブレットの活用とか、そういう分野にとどまっておりましたので、遠隔教育についてはあくまでもそういうものもあるという認識だったものですから、IT化を進めるのであれば遠隔教育というのも大変重要なツールではないかということで、今回、この(1)の提案を入れさせていただいている。この部分については、大きな方向性は、文科省も必要性に関してはようやく今回の議論の中で御認識をいただけてきたという部分がございます。

○金丸議長代理 意見を出すことについては賛成です。

文部科学省、教育というのは、一番未来を見据えていないといけないわけです。けれども、世界の技術革新等に疎いような文科省であっては、その人たちがつくる教育プログラムとか、あるいはそこから認可された先生のレベルがどんどん下がっていくわけだから、今出たような電子黒板を見てみましたと、えっという感じではないですか。そこだけを見ておくと誰にも言われたわけではないし、子供たちには先生方も教えているわけだから、ほかも見なければいけないですよ。だから、これは文科省の根幹にスタンスとしてかかわるのではないかと思うのです。あなたはどこまで未来を見ているかと。一方で、AIで予算をとっているわけではないですか。そんな人にAIの予算をあげたって、全然有効なリターンはないのではないかと思うのです。

話を大きくして済みません。

○吉田委員 その前にお話ししたときも申し上げたのですけれども、海外の授業は日本人は受けられるわけですね。私も実際に受けていたわけですが、そのときは全く本当にこれで入れるのです。何で日本国内に限ると急に教室に集まって遠隔でテレビ会議をがつり設けるとこれが使えるとかという、同じ日本人が、海外のものだとさくさくとかういうもので受けられて単位もとれるのです。この矛盾に早く気づいていただかないと、本当に人材の流出というのはこういうところから始まると思うのです。一流の教授のいい授業を受けられますから。そこはやはり大きな矛盾を抱えていると思って、家からでもどこからでも、仕事の合間でもお昼休みでもオンデマンドで入れるような状態ですので、ここも今後の問題ということで、例によって順番にというのもあるのだと思うので、アプローチの方法はお任せします。

○原委員 おっしゃるとおりで、日本の未来を支えるための本当に大事な課題だと思っておりますので、ここを第一歩としてさらに議論していきたいと思っております。

○大田議長 林委員、どうぞ。

○林委員 先ほどの支払基金の相変わらず人力による目視でチェックをしている話だとか、今の教育の話にしても、ともかく国は第4次産業革命とかSociety5.0とかIoTを推進すると言いながら、一番やっていないのは官の部分なのです。官民何とかと言いますが、民はやろうとしているのであって、それを邪魔しているのは国のほうなので、この会議としては、こういう旧態依然とした国のやり方をスピードを上げて変えていくことをやっていかなければいけないと思います。本日の御提案の意見書案はまさにそのとおりですが、より本質的な問題点を指摘してくださったものと思いますので、教育におけるこういった点の改革も取り上げていければと思います。

○大田議長 まず第一歩として、この意見書を提出するということですね。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 大所高所の御議論の後にこういう小姑みたいなことでなんなのですかけれども、2ページの(3)の2行目、一番最後のところの「著作権法上『不特定多数者への送信』とみなされ」とありますが、ここの部分は多分私は「『公衆への送信』とみなされ」のほうがいいのではないかと。著作権法上は、不特定多数でなくても特定多数であれば公衆とみなして公衆送信等がかかるのです。教室の場合は、多分特定なのです。しかし、多数だから公衆だと言っているのではないかと思うので、そこをごまかすためには「公衆への送信」あるいは「公衆送信」と言っておいたほうが無難なのではないかと思うのですが、どうですか。

○原委員 この「不特定多数」は不特定 or 多数なのです。この言葉を使ったのは、文化庁がワーキング・グループで出した資料に特定少数か不特定または多数かという言葉を使っていたので、そのまま引きました。法令上の言葉で言えば「公衆送信」です。

○安念委員 わかりました。

○大田議長 変えますか。

○原委員 紛れがないようにするのであれば「不特定／多数」にするか、あるいは「公衆」に書きかえるか。

○安念委員 「不特定／多数」のほうがいいと思う。

○大田議長 それでは、「不特定／多数」と至急入れていただくようお願いいたします。貴重な御指摘をありがとうございました。

○安念委員 こっちが知らないと思われるとしゃくだからね。

○大田議長 それでは、御異議がなければ、このスラッシュを入れたものについて決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

それでは、議題の5、「『労働基準監督業務の民間活用タスクフォース』の検討状況」について八代主査から御説明をお願いいたします。

○八代委員 資料5を見ていただきますと、この「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」が設置されまして、今まで2回にわたって検討しておりました。

構成員名簿は、ここに書いてあるとおりです。

1枚めくっていただきまして、「4. 検討状況」ですが、まず、私から厚労省に対して、今、労働基準監督官が極端に不足している、それにもかかわらず働き方改革で、さらに罰則つきで労働時間の上限を定めることが、いずれ法制化される、そういう中でこの労働基準監督官の不足が深刻である、これを補うためには、民間活用ということをしなければいけないのではないかということの説明したわけです。

1回目は民間委託のテーマ、2回目は、監督官の是正措置を強化するために、割増賃金の未払い等の場合の罰金額の引き上げや課徴金制度の導入ということを提案したわけです。それに対して厚労省からそれが難しいという反論が幾つかあるわけです。もっとも、ある程度まで厚労省労働基準監督官が少ないということは認めていて、何とかしなければいけないということで、それが2ページ目の「(2) 厚生労働省の主張」の中の3つ目の○です。今は十分な監督ができていない分野があって、そこに課題があることも承知しており、この議論を踏まえてどういう対応が考えられるか検討を進めていきたいということをお願いしたわけです。ただ、罰則、特に罰金額の引き上げというのは、労働基準法自体の改正が必要であって、なかなか難しいのではないかと。

我々が課徴金制度というものを考えたかどうかというのは、罰金等の司法処分はなかなか活用しにくい。ほとんどは口頭も含めた指導をするのが第一だというのが今のやり方になっているわけです。他方公正取引委員会とかほかの分野でも罰金等を加えて課徴金制度を併用しているわけで、こういうことを考えたかどうかということを行ったわけです。

そういう議論を踏まえて、3ページ目ですが、「(3) さらに検討すべき事項」として、労働基準監督官自体がやっている仕事を民間人にやらせることはできない。しかし、

その前さばきとして民間の受託者、これは契約によって決められたものが秘密保持とか利益相反行為等をしなさいときちんと義務づけた上で、今、問題になっている残業時間にかかわる36協定を出していないで残業させている事業所に対して、自主点検をしてもらう。それは民間の委託者、受託者がやるわけです。ほかにもいろいろ労働基準法で定められた就業規則の策定とか労働条件明示、これは必ず事業所に提示しなければいけないのですが、それが実施されているかどうか。そういうことについて、相手方の同意を得られた上で民間の受託者が入っていく。それで指導をするという仕組みをつくったらどうか。同意を得られなかったらどうか、あるいは同意を得られて入ったけれども問題がある場合には、後で労働基準監督官が入っていくという役割分担です。

あとは、監督指導の実効性を確保するために、賃金・割増賃金等の未払い等の場合の罰金額は、今、30万円と決まっていますが、特に未払い賃金というのは2年で時効になりますから、30万円の罰金だけというのは余りにも企業に対する抑止力が低いのではないかと。それが無理であれば、課徴金等のことも含めて、引き続き検討すべきことを言っているわけです。

ただ、この監督業務の民間活用の提案につきましては、結構報道されているのですが、大きな誤解があります。我々が基準監督官を減らして民間人の代替させようとしているとか、民間人には監督官のような能力はないのではないかとか、基準監督官はもっとふやすべきだとか、そういう誤解が非常にあふれています。そうではなく、あくまで労働基準監督官の補完的な役割をするのだということを訴えていきたいと思っております。

以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。

この3ページ、(3)の①、②については、厚生労働省はどういう見解なのでしょう
か。

○八代委員 民間活用についての①は、基本的に同意が得られると思います。

問題は②で、今、労働基準法の改正が国会でいろいろ審議される状況なので、今、罰金額の引き上げを議論するのは難しいのではないかとということで、これはこういう形になっています。今後、ア広い意味の是正措置の強化という形で、合意をとるべく考えていきたいと思っております。

○大田議長 ほか、御意見、御質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この御説明いただいた検討状況を踏まえて、答申の取りまとめに向けて、さらに検討を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議題の6「地方における規制改革について」、事務局より資料6の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 「地方における規制改革」（地方の様式・書式）に関する検討の状況でござ

ございます。

資料6の1ポツ、先般、この会議におきまして、地方六団体との意見交換を行っていただきまして、それを踏まえまして、今後の検討の進め方について、以下の点線囲みの案について、各府省庁に意見照会を行いました。対象につきましては、様式等に関する事項の検討については、当面、特に、経済活動に影響する様式等であって、一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するものを対象とするとした上で、進め方につきましては、各府省庁において様式等の洗い出しを行いまして、内閣府におきまして、事業者団体に確認を行った上でリストアップした事項につきましては、それぞれの実態に応じまして、各府省庁におきまして、改善方策、統一化、雛形の提示、いろいろありますけれども、これを検討して、平成29年度中に結論を得る。その際、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる、ということにしておりました。

これに対しての意見は、以下、2ポツの総務省からの意見だけでございまして、他の省庁からは意見がございませんでした。総務省からの意見は、こちらにございまして、
「2. 進め方」の改善方策の一つとして、「標準様式による電子申告等の推進」が選択肢となることを明示してほしいということにございまして、これにつきましては、事務局といたしましては、この電子申告は現在も進められておるものでございまして、明示するまでもなく当然のことと考えておりますので、修正までは必要ないかと思っております。

この案文につきましては、今後、答申に盛り込むべく検討を進めてまいりたいと思っておりますけれども、具体的な手順などにつきましては、更に検討の上、再度お諮りすることとしたいと考えております。

以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいですか。

御説明いただいたとおり、地方の様式・書式に関する検討の進め方については、各省庁からもおおむね異論がなかったとのことですので、今、御説明いただいた内容に沿って、答申に盛り込むことにしたいと思います。

以上により、本日の議事は全て終了しました。

事務局から何かありますか。

○佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

○大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。